

OCX Mobile Access データパック 個別規定

BBIX 株式会社

第 1 章 総則

第 1 条 (適用範囲)

1. BBIX 株式会社(以下「当社」といいます。)は、この OCX Mobile Access データパック個別規定(以下「本個別規定」といいます。)及び Open Connectivity eXchange 利用規約に基づき、「OCX Mobile Access SIM 個別規定」に基づき提供する SIM のデータ通信を毎月一定容量まで定額で利用できるデータパックを提供します。データパックのサービス内容の詳細は、別途当社が提供する「OCX ドキュメントサイト(<https://docs.ocx-cloud.net/docs/intro>)」に定めるとおりとします。
2. 本個別規定は、Open Connectivity eXchange 利用規約に定める個別規定としてデータパックの利用条件を定めるものです。
3. 本個別規定と Open Connectivity eXchange 利用規約で相反する内容が発生した場合、本個別規定を優先するものとします。
4. 本個別規定に定めのない事項については、Open Connectivity eXchange 利用規約に定める規定が適用されるものとします。

第 2 条 (定義)

本個別規定において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。Open Connectivity eXchange 利用規約に定める用語は同じ意味を有するものとします。

1. 「データパック利用者」とは、データパック利用契約を締結した者をいいます。
2. 「データパック利用契約」とは、本個別規定に基づきデータパック利用者と当社の間で成立するデータパックの利用に関する契約をいいます。
3. 「容量」とは、データパック利用契約で定められる容量をいいます。

第 2 章 利用契約

第 3 条 (利用契約の条件)

1. データパック利用契約の締結は、専用コントロールパネルの利用契約を締結していることが前提となります。

第 4 条 (利用契約の単位)

当社は、1つのリソースごとに1つのデータパック利用契約を締結します。

第 5 条 (利用契約の成立)

1. データパック利用契約の申込は、予め本個別規定に同意の上、当社所定の方法より、当社に対して行うものとします。
2. データパック利用契約は、前 2 項に従って行われた申込を当社が承諾した上で、その承諾をデータパック利用者へ当社所定の方法（専用コントロールパネル上での表示を含む）により通知した日に成立するものとします。
3. データパック利用契約の成立以降、当該データパックを利用できるものとします。

第3章 データパックの提供

第6条（データパックの提供範囲）

当社は、データパック利用者が別途締結した SIM 利用契約に基づき当社がデータパック利用者に提供する SIM に対し、本個別規定の内容に従い、データパックを提供するものとします。

なお、データパックの1リソースは SIM 利用契約に基づき当社がデータパック利用者に提供するすべての SIM に対し適用することができます。

第7条（追加データパック）

1. データパック利用者は、当社所定の方法により、データパックの利用容量の追加（以下、追加したデータパックを「追加データパック」という）の申込を行うことができます。
2. 追加データパックの追加は、前項に従って行われた申込を当社が承諾した上で、その承諾をデータパック利用者へ当社所定の方法（専用コントロールパネル上での表示を含む）により通知した日に有効となるものとします。
3. 追加データパックは有効になった日が属する月の末日まで有効とします。

第8条（データパック年間契約）

1. 契約者は、当社所定の方法により、データパック年間契約の申込を行うことができ、その申込を当社が承諾した上でその承諾をデータパック利用者へ当社所定の方法（専用コントロールパネル上での表示を含む）により通知した日に有効となるものとします。
2. データパック年間契約の契約期間は、第9条に定める課金開始日から、課金開始日が属する月の翌月を1ヶ月目として12ヶ月目の末日までとします。
3. データパック年間契約には特典として、10,000枚分の SIM 利用契約にかかる初期費用が無償となります。

第4章 利用料金

第9条 (利用料金及び利用料金の計算方法)

- 1.
2. データパック、追加データパックの利用料金及び支払い条件は、当社が別途定めるとおりとします。
3. 前項の利用料金について、当社又は集金代行業者により、当社又は集金代行業者の定める方法にて請求を行います。
4. データパックの利用料金は、データパックの利用申込を当社が承諾した日を課金開始日とします。なお、課金開始日が属する月の月額料金および利用容量は、暦日数を用いて日割計算するものとします。
5. 利用料金は、毎月末日締めにて算出するものとします。
6. データパックの利用料金の課金終了日は、データパック利用者から解約の申込を確認した日が属する月の末日とします。
7. 追加データパックの利用料金は、追加データパックの利用申込を当社が承諾した日に発生します。
8. データパック利用契約がデータパック利用者による解約以外の方法で終了した場合、データパックの課金終了日はデータパック利用契約の終了日とします。
9. データパック利用者は、月末時点で月内に締結したデータパック利用契約の容量を超えた場合、その超過分については、OCX Mobile Access SIM 個別規定に定める従量課金が適用になるものとします。
10. 月末時点でデータパック利用契約を締結していない場合、当該月に利用したデータ通信には OCX Mobile Access SIM 個別規定に定めるデータ通信料(従量)が適用されます。
11. データパック利用者によるデータパック利用契約の解約又は当社によるデータパック利用契約の解除により、第8条に定める年間契約の契約期間が満了する前にデータパック年間契約が終了した場合、利用者は、データパック年間契約終了日の属する月の翌月から、第8条に定める年間契約の契約期間の終了月までの残存月数に月額料金を乗じた金額を、一括して当社が定める期日までに当社に支払うものとします。ただし、Open Connectivity eXchange 利用規約または本個別規定の定めに従い当社が損害賠償に応じるべき事態が発生し、これを理由としてデータパック利用契約が終了した場合には、本項に定める支払いは発生しないものとします。

第5章 データパック利用契約の終了

第10条（データパック利用者による解約）

1. データパック利用者がデータパック利用契約を解約しようとするときは、当社所定の方法により、当社に対して申込を行うものとします。
2. 前項に従って行われたデータパック利用者からの解約の申込を当社が承諾した上で、データパック利用契約最終日をデータパック利用者へ当社指定の方法により通知するものとします。

第11条（専用コントロールパネルの利用契約終了による終了）

専用コントロールパネルの利用契約が終了した場合は、データパック利用契約は自動的に終了します。

第12条（利用契約終了後の取扱い）

データパック利用契約の終了時点で存在するデータパック利用者の一切の債務については、データパック利用契約終了後においても、その債務が履行されるまで消滅しないものとします。

(2025年3月31日 制定実施)